

フランス第五共和制憲法11条による憲法改正について —1962年10月28日の人民投票の合憲性論争を素材として—

井 口 秀 作

- 一 はじめに
- 二 政府の見解
 - (1) ド・ゴールの見解
 - (2) ポンピドーの見解
 - (3) 小括
- 三 議会の対応
 - (1) 違憲論の要点
 - (2) 合憲論の要点
 - (3) 小括
- 四 憲法学者の論争
 - (1) ランピュイエの合憲論
 - (2) ベルリアの違憲論
 - (3) 小括
- 五 まとめにかえて

一 はじめに

フランス第五共和制憲法（以下、1958年憲法と略す）は、その11条において、人民投票の制度を定めている。この規定は、通常の法律に関して人民の直接参加を制度化したものとしては、1793年憲法以来のものであり、フランス憲法史上大きな意味をもつと同時に、1958年憲法を支える「重要な柱の一つである」⁽¹⁾と評価される。他方、この規定はまた、「その運用のし方と相まって、多様な論争を惹起した」⁽²⁾ことも事実である。その一つが、11条によって憲法を改正できるかの問題である。

1958年憲法は、89条において、憲法改正の手続きを定めている⁽³⁾。すなわち、それによれば、改正の発案権は、大統領と国会の構成員に競合して帰属し（同条1項）、改正案は両議院で同一の文言で表決されたのちに人民投票に付される（同条2項）。政府提出の改正案（le projet de révision）は、大統領が両院合同会議（Congrès）に、付議すると決定した場合は、人民投票は行われず、両院合同会議の有効投票の五分の三の多数によって承認される（同条3項）。他方、11条は、「公権力の組織に関する法律案」「共同体の協定の承認を含む法律案」「憲法に反しないが諸制度の運営に影響を及ぼすであろう条約の批准を承認することを目的とする法律案」を、すべて、政府の提案または両議院の提案に基づいて、大統領が人民投票に付することができることを規定している。

1962年秋、ド・ゴール（De Gaulle）は、政府の提案⁽⁴⁾にもとづき、この11条によって、憲法6条・7条を改正する「普通選挙による共和国大統領の選挙に関する法律案（Projet de loi relatif a l'élection du Président de la République au suffrage universel）」を人民投票に付託することを宣言する（1962年10月2日のデクレ⁽⁵⁾）。これに対して、議会は不信任決議を可決し、内閣は倒れ、ド・ゴールは議会を解散する。そして、10月28日に実施された人民投票において、賛成12,809,363票、反対7,942,695票によって、この法律案は承認された⁽⁶⁾。

この、89条によらないこの憲法改正手続⁽⁷⁾は、その合憲性に関して、議会においても、憲法学者の間においても、激しい論争を巻き起こした。本稿では、この合憲性に関する論争⁽⁸⁾を取り上げ、その問題点を整理することを課題とする。これまで我が国においては、この問題は、学説あるいは憲法院判決を中心とした11条と89条の主として解釈論上の問題として取り上げられてきた⁽⁹⁾。また、フランスにおけるかつての違憲論者も、11条による憲法改正を憲法慣習として容認する傾向があるといわれる。したがって、この問題を、違憲論・合憲論の解釈論上の適否の問題として取り上げることは、さして実益がないであろう。しかし、この論争は、1958年憲法の11条89条の構造上の問題点を明らかにし、いわゆる「半直接制」と主権論の関係、主権と憲法改正の方式、「憲法制定権力」の問題など、憲法理論上の重要な問題提起をしているように思われる。本稿では、考察の対象を、学説の争いに大きな影響を与えていると思われる議会で論争にも拡大し、上記の問題点を考察する準備作業にしたいと考えてい

る。

二 政府の見解

政府の見解として、大統領ド・ゴールの見解と首相ポンピドー（Georges Pompidou）の見解を見よう。

(1) ド・ゴールの見解

1962年9月20日、テレビ・ラジオ演説で、ド・ゴールは、大統領直接公選制の導入の意図を表明する。その際、大統領の選挙の方式について「いかなる方法によって国民が自らの決定を表明することが適切であろうか」という問題をだし、以下のように答えている。若干長くなるが、引用しよう。

「…最も民主的な方法、すなわち、人民投票によってである。それは、最も正当な方法でもある。なぜなら国民の主権は人民に属するからである。主権は何よりも憲法の領域で人民に属しているからである。一方、我々の現行憲法が直接発したのは、人民の投票からである。この憲法は、人民がその主権を、あるいは代表によって、あるいは人民投票によって行使することを、規定している。最後に、この憲法の条文は、議会の枠の中で憲法改正が行われるための手続を予定しているが、それはまた、非常に単純かつ明確に、共和国大統領が、国民に対し、人民投票によって、公権力の組織に関するすべての法律案——私は『すべての法律案』をいうことを強調する——を提示できることを予定している。この中には明らかに大統領の選挙の方法が含まれている。」⁽¹⁰⁾

みたように、ド・ゴールは、「すべての法律案」を強調していることから、11条による人民投票によって憲法改正を行うことを主張しているのは疑いない。しかし、ド・ゴールの議論の中心は、11条の条文に即した議論よりも、むしろ人民投票の実質的正当化である。

ド・ゴールは、それが民主的であるという点から、人民投票を正当化する。次に、1958年憲法がその3条1項の主権規定で、「国民の主権は人民に属し、人民は、その代表者によって、および、人民投票の方法によって、主権を行使する」と規定していることから、人民投票＝主権の行使として正当化する。しかも、「主権はなによりも憲法の領域で人民に属する」から、憲法改正の人民投票はそれだけ一層正当化されることになる。つまり、「人民主権＝人民の憲

法制定権力」論である。さらに、1958年憲法が、人民投票によって承認されたことを引いて、憲法改正に関する人民投票を正当化しているが、これは、形式均衡の理論 (théorie du parallélisme des formes)⁽¹¹⁾にもとづいていると思われる。つまり、「ある行為をなす権能のあるものは、また、それを修正し、あるいは廃止する権能も有する」⁽¹²⁾から、憲法を制定した人民は、その憲法を改正できるということである。このように、人民投票を正当化した上で、11条が89条 (議会の枠の中での憲法改正) と並ぶ、憲法改正のための規定であるとしている。この点では、「公権力の組織=憲法」という考えがあることは、疑いない⁽¹³⁾。

(2) ポンピドーの見解

11条によって憲法改正を行うことが決定されたことに関して、国民議会では政府に対し、不信任動議 (motion de censure) が提出される。10月4・5日の国民議会で、11条による憲法改正に関して議論が戦わされることになる。その中で、首相ポンピドーは、11条による人民投票の合憲性を主張する。

ポンピドーは、憲法の基礎に人民の主権があること、そして、「この主権を放棄することはできない」⁽¹⁴⁾ことを確認する。そして、「憲法の諸条項は、この規則に照らして検討されねばならず」、その際、「条文の機能 (jeu) とその解釈が、いかなる場合にも、諸制度の不条理な麻痺を招くことも、ある明示的な条項からすべての意義を取り去ってしまうこともできない」ことを指摘する。

その上で、ポンピドーは、「多くの人々が11条と89条の条項に与えている解釈 (11条によって憲法改正はできないとする解釈) は二つの不可避的な極めて重要な不都合を招く」とする。その第一は、元老院に憲法改正に関する拒否権を与えることである。

「大統領と政府と普通選挙によって選出される国民議会が、憲法のある条項を修正する必要があることで意見が一致している場合でも、憲法は通常の法律の制定にも元老院が反対できることを認めることを望まなかったのに、この元老院が妨害をするだけで、いかなる憲法の改正も達成することはできなくなるだろう。このような状況は非常に不条理であり、……いかにしてこれを擁護できるか理解できない……」。

第二の不都合として、11条が「公権力の組織に関する」憲法の規定に適用で

きないとすると、11条の規定からすべての意味がなくなってしまうとして、次のように述べる。

「憲法に含まれている規定のすべてが『公権力の組織』から排除されるなら、何を『公権力の組織』と呼ぶことができるだろうか。」「とりわけ大統領の選挙を規定していた1875年憲法法律は『公権力の組織に関する法律』と呼ばれていた。「もし89条が、11条の領域からいかなる憲法規定もすべて排除してしまうなら、後者には何が残るだろうか。」したがって、11条が憲法規定に適用できないとすると、11条はほとんど適用の余地がなくなるということである。

また、89条と11条の関係については、前者が後者に優越するという考えは「憲法上のそれぞれの位置からは正当化されない」⁽⁴⁵⁾であり、「とりわけ3条に照らして見ると、11条と89条は同列にあり、明確な説明が無い限り、互いに排除し合うことはできない」と主張する。

さらに、「フランス人民は人民投票に先立って、議会での論議によって、説明を受けなければならない」という反対論に対し、その必要があるのなら、「あなた方は十分にそうしている最中であり、そのために89条の手続きが必要なのではない」と答えている。

ポンピドゥーは、11条による憲法改正を権力の均衡の観点からも正当化しようとする。

「89条は、議会のみで憲法改正の可能性を委ねることを要求していない。共和国大統領は人民投票なしで済ます可能性を判断する。したがって、89条からすると次のようになる。起草者たちが望んだことは、憲法改正は、執行府と立方府の一致によって人民投票なしで行われるか、あるいは、両者に不一致があるときは、立方府だけが改正に賛成の場合に必ず人民投票によって行われることである……。それゆえ、人民に付託することが条件になるが、立方府は執行府の意に反して、その参加なしで、憲法を改正できる。したがって、11条の活用を認めることは、執行府自身に議会外で作られた法律案を人民に付託することを可能にすることである。これは権力の均衡を破ることではなく、それを回復することである。」⁽⁴⁶⁾

つまり、89条によると、議院発案の改正案 (proposition de révision) は、必ず人民投票に付されなければならないが、政府はこれに反対することはできないが、議会は、大統領の発議した改正案を否決し、または、両院合同会議で不承

認とすることによって、これを阻止することができる。そこで、この不均衡を是正するために、11条によって議会を通さない憲法改正が必要であり、かつそのために、11条による憲法改正は正当化されることになる。

以上のように、ポンピドーの議論の中心にあるのは、89条の手続の不合理性である。それを、あるいは人民の主権から、あるいは権力の均衡から指摘している。また、ド・ゴールと同様に、「公権力の組織＝憲法」と考えるので、11条が憲法に適用できないとする、この条項は全く意味がなくなる、ということである。その帰結は、議会に対抗する、執行府優位の憲法改正手続の提唱である。

(3) 小括

以上から明らかのように、政府の見解の力点は、「条文に即した議論よりむしろ、主権者の意思表示によって憲法改正をおこなうことの正当性の弁明であったといえる」⁽⁹⁷⁾。しかし、その正当化論には幾つか問題があるように思われる。

まず、ド・ゴールは、人民投票を最も民主的な方法と規定しているが、とりわけフランスにおいては、これは自明の前提ではない。つまり、レフェレンダム (referendum または *référéndum*) とプレビシット (*plébiscite*) の区分の問題がある⁽⁹⁸⁾。フランスでは、第一・第二帝制の経験を踏まえて、排除されるべき型の人民投票にプレビシットの名を与え、積極的に支持・導入すべき人民投票であるレフェレンダムと区別してきた。したがって、人民投票という場合、どのような人民投票かが問題となるが、ド・ゴールはこの点を何も答えてはいない。また、主権規定による正当化はどうだろうか。ド・ゴールもポンピドーも、主権主体として「国民」と「人民」の区別を前提にしていることは疑いない。その点で、「政府の議論が、人民主権の概念に基礎を置いていることは明らかである。」⁽⁹⁹⁾ しかし、いかなる「人民主権」かは問題となろう⁽¹⁰⁰⁾。まず、「主権＝憲法制定権力」の定式自体の当否がとわれなければならない。ド・ゴールの述べるように、主権が憲法領域において人民に帰属するとするなら、憲法改正の人民投票は確かに主権行使として正当化されるだろう。しかし、ド・ゴールもポンピドーも認めているように、1958年憲法は、人民投票なしの憲法改正も認めている。とすると、憲法改正が主権の行使だとしても、それは必然的に人民投票と結び付くものではない。

11条が法律の領域においても人民投票を認めていることは疑いない。また、その点においてこそ歴史的意義があったはずである。そうだとすると、11条による法律に関する人民投票は、「人民主権＝人民の憲法制定権力」論から、いかに正当化されるのか。憲法の領域においては主権の行使であるが、それ以外の領域においては主権の行使ではない、という奇妙な結論を導くことになるのだろうか。1958年憲法が人民投票による主権行使について、第四共和制憲法（1946年憲法）のように、「憲法領域においては」という限定をつけなかった点を考慮すると、「主権＝憲法制定権力」という前提自体の適否が問われなければならない。また、憲法の条文による根拠を求める限り、11条による憲法改正を、いかなる実定法にも拘束されない「始源的憲法制定権力（*pouvoir constituant originaire*）」の発動として正当化する余地はないはずである。

形式均衡の理論も問題となろう。これが実定法上認められるかの問題は置くとしても、憲法改正は憲法制定と同じ手続に従わなければならないとすると、人民投票なしの憲法改正の可能性を規定する89条3項は全く意味をもたない規定となる。

また、権力均衡の議論も人民主権から正当化できない。執行府に対して立法府が優位する憲法改正は、決して不条理ではない。主権的機関として議会の地位を強めるほうが、人民主権の理念に合致しているようにも見える。むしろ、執行府優位の憲法改正が人民主権から正当化できるかの方が問題である。間接選挙に由来する元老院が拒否権をもつことは、確かに、問題となろう。しかし、同様のことは11条にも当てはまる。11条によれば、政府または両院の提案が人民投票を行う条件になっているが、このような提案があっても、当時においては同じく間接選挙にしか由来しない大統領が、「黙殺できる」⁹⁰⁾からである。つまり、大統領が拒否権をもつ実質的な根拠が問題となる。

しかし、いずれにしろ、89条の手続がいかに不合理であっても、それが即座に11条で憲法改正ができる積極的な理由にならないことは言うまでもない。

結局、ド・ゴールとポンピドーが、条文よりも実質的正当化を重視したことは、条文に即した議論では、11条による憲法改正の合憲性の弁証が困難であることを示しているように思える。

三 議会の対応⁽²²⁾

国民議会においては、11条による憲法改正に関しては、圧倒的に反対が優勢であった。不信任決議の審議の中で、既に紹介した首相以外に、ポール・レイノー (Paul Reynaud)、ギイ・モレ (Guy Mollet)、コスト・フロレ (Coste-Floret)、モーリス・フォール (Maurice Faure)、ミシェル・アビブ・デロンクル (Michel Habib-Deloncle) 等の議員が発言している。上記の議員の中では、最後のアビブ・デロンクルだけが、政府案に賛成の立場を取っている。ここでは、11条による人民投票に対する違憲論の要点と、政府案に賛成するアビブ・デロンクルの主張を見ることにする。

(1) 違憲論の要点

違憲論の根拠は多様であるが、以下のようにまとめられるであろう。

(a) 89条が憲法改正の手續を定めていること。

「…憲法改正の方法については、特別の章——第14章——が規定している」⁽²³⁾。これは、89条だけからなり、それは憲法を改正するためには、二つの方法（人民投票による承認と両院合同会議による承認のこと）—二つの方法だけ—がある」ことを規定している。これに対する唯一の例外として85条（「…本章の規定は89条の例外として…改正される」）が予定されているが、「もし例外がこれ以外に存在するのなら、同様に規定されたいだろう。」しかし、「これ以外の例外は存在しない。」したがって、憲法改正について、「89条の適用以外の方法による憲法改正を考えることは不可能である」（ギイ・モレ）ということになる。

(b) 3条の主権規定は11条による憲法改正を正当化できない。

「3条は…人民が主権者であることを示す。これは正しい。この主権は憲法の規定自体にしたがって、直接あるいは間接の普通選挙によって行使され、憲法はいかなる場合にそうなるのか明確にしている。」「憲法はいかなる条件で人民に諮問するかを規定しているが」、政府案はこの規定を満たしていない（ギイ・モレ）。つまり、主権の行使としての人民投票も、憲法の規定にしたがって行われなければならない、ということである。

また、1958年憲法3条の主権規定は、1946年憲法の3条の主権規定と似てい

るが、後者は、次のように規定していた。「国民の主権はフランス人民に属する。人民は、それを、憲法の領域においては、その代表者の投票と人民投票によって行使する。それ以外の領域においては、国民議会における代議士によって行使する…。」「1958年憲法においては、『憲法の領域においては』の文言が削除されている。なぜだろうか。それは、11条がそれ以外の人民投票を予定しているからである」(コスト・フロレ)⁽²⁴⁾。つまり、1958年憲法では、1946年憲法と異なり、主権行使としての人民投票は憲法改正に限定されていない。しかし、憲法の領域においては、1946年憲法と同様に、改正規定つまり89条の人民投票によって、人民は主権を行使できるから、11条の人民投票は憲法以外の領域を対象としているということである。

(c) 11条の解釈から、11条を憲法改正に適用することはできない。

11条は、人民投票を行うことのできる対象として三つのものをあげているが、その三番目である「条約の批准を目的とする法律案」について「この条約には憲法に全く抵触しないという明示的な条件が、定められている」(ギイ・モレ)⁽²⁵⁾。つまり、11条が憲法改正と無関係の態度をとっているということである。したがって、11条によって、憲法に反する(つまり、憲法の改正の必要がある)法律案は人民投票を行うことはできないことになる。

また、「法律案 (projet de loi) の意味も問題となる。

「1958年憲法は異なる三つの立法手続をもっている。つまり、通常法 (loi ordinaire) に関する手続、組織法 (loi organique) に関する手続、憲法に関する手続である。他の条項と異なり、11条は憲法律案も、組織法案さえも取り扱っていない。それは、法律案、つまり通常法の法律案だけを対象にしている。」⁽²⁶⁾したがって「『法律案』という定式は、他に指示がなければ、それ自体によって、憲法案や組織法案に関してこの手続を用いることを排除する」(コスト・フロレ) ことになる。

さらに、46条が組織法の制定に関して特別に規定しているのは、「組織法は最大限の尊重が払われるべきである」⁽²⁷⁾からであり、「憲法改正は組織法よりもさらに少し重要である。大統領の選挙方法は、それもまた組織法以上に重要であるから、同様の尊重を受ける権利があるのではないか」(ギイ・モレ)⁽²⁸⁾。そのための特別規定が89条であるということになるであろう。

いずれにせよ、憲法の起草過程における政府委員の見解からして11条で「人

民投票に付すことができるのは通常法」であり、11条で憲法改正できるとすると、「それでは、全く普通の法律 (loi toute simple) によって憲法を改正することが可能となる。しかし、これはすべては不条理的なことである。憲法の条文を不条理によって論じられない。」(ギイ・モレ)

(d) 憲法制定権力論は、実定法に根拠をもたない。

コスト・フロレは、憲法制定権力の理論を次のようにまとめている。「始源的憲法制定権力は制度化された憲法制定権力 (pouvoir constituant institué) に優越する。始源的憲法制定権力は、人民である。人民は1958年憲法を直接の人民投票によって承認した。形式均衡によって、この憲法は直接の人民投票によって修正できるということが要求される。」⁽⁹²⁾ これに対して、彼は、「この理論は実定法の領域ではいかなる部分でも認められていない…それを導入することは危険であると思う。なぜなら、そうなれば憲法上可能な制約が最早なくなり、巧みな人民投票によって、自由の調和が破壊されてしまう可能性があるからだ」と答えている。憲法制定権力が、実定法に根拠をもたない以上、それにもとづいて、人民投票を正当化することはできない、またそれを導入することは危険である、ということである。

(e) 人民投票には議会の事前審議が必要である。

この点は、違憲論の根底にある考え方である。なぜなら、89条と11条の人民投票の手の最も顕著な相違点と考えられているからである。

「両院における、対立しあう公開の論議が、人民に知識を与え、人民が事実をよく知った上で投票することを可能にするに違いない」(ポール・レイノール)⁽⁹³⁾。「人民投票は、提示される問題に関して、議会の内部で事前の論議を前提とする」(フォール)⁽⁹⁴⁾。いずれにせよ、人民が法案の内容を理解するために、議会がそれについて、審議をしていなければならない、ということである。

この点に関連して、11条による人民投票それ自体に対する批難もある。例えば、「人民に提示するために、自分の望むときに望む事柄を選択する国家元首が排他的に自由に使える人民投票に民主的制度的性格を与えることは、私にとっては認められない」(フォール)。

以上見てきたように、合憲論は、ド・ゴールやポンピドーと異なり、憲法の文言に依拠した議論の展開になっている。そして、その端的な帰結は、憲法改正は議会の事前審議を保障する89条によらなければ不可能であるということである。

ある。

(2) 合憲論の要点

アビブ・デロンクルは、11条が憲法に適用できることを以下のように説明する。

「法律には幾つかの種類がある。つまり、憲法、組織法、通常法である。これらの法律の間には段階と権威の相違がある。しかし、いずれも法律である。なぜ、憲法11条が、組織法と通常法と同様に憲法に適用できないのか、私は分からない。」これに対し、憲法の条項に適用するためには、明示的な留保条項が必要だという反対論がある。しかし、政府発案の通常法の立法手続を定める憲法42条以下には、「『11条の適用を留保して』とは全く規定されていない」⁽³²⁾。それにもかかわらず、11条が通常法に適用されることは疑いない。組織法にも同じことが言える。

「したがって、…公権力の組織に関する法律が問題となる場合は、憲法法律は11条の枠の中で人民投票の手段によって、改正することが可能である。結局、憲法は二つの段階の立法手続を定めた。一つは、共通の法 (droit commun) としての立法手続であり、それは通常法の領域においては42条以下であり、組織法の領域においては46条であり、憲法の領域においては89条である。もう一つは、例外的な手段であり、通常法にも組織法にも、公権力の組織に関する場合は憲法法律にも適用される。」これが、11条である。

以上のように、アビブ・デロンクルの議論は、「憲法も法律」という説明から始まり、より条文に即した議論になっている。この点では、ド・ゴールとボンピドーの議論を補うものとして、確かに「政府の水車に水をもたらした」⁽³³⁾といえるだろう。

(3) 小括

不信任動議が賛成多数で可決されたことから、議会の多数意思は、11条による憲法改正に関して違憲論であったことは疑いない。その論拠は、条文に即しているだけ、解釈論としては説得力があるように思える。しかし、その論法は第三共和制下で、人民投票のたびかさなる提案を、先決問題により違憲として排除した⁽³⁴⁾論法にも似ている。国民議会の多数意思の基礎は、次のレイノーの

言葉が象徴している。

「文明の進んだ国家においては、議会は、国民の代表とみなされる。その長所と欠点を伴って、また、その多様性、矛盾性をさえ伴ってである。しかし、選挙された議会在、審議し投票するとき、議会は、国民の代表の卓越した資質を授けられている。我々、共和派にとって、フランスは他のどこでもない、ここに存在する。」⁽³⁵⁾「1789年以来、人民の代表たちは、自分たちが、個別に見れば、謹み深く、一時的で、誤りに陥りがちな、しばしば誹謗される代弁者にすぎない、ということを知っている。しかしまた、彼らは、全体としては、国民であり、公の審議の後に発せられる投票より高次な人民の意思の表明は無い、ということも知っているのである。」⁽³⁶⁾

これは、民意は議会によってしか表明されないという考え方である。つまり、議会は民意を「確認」表示するのではなく、それを「形成」表示する、という考え方である。このレイノーの言葉に対して、ダンカンは次のように指摘する。「決定的に葬り去られたと信じることができた国民主権の理論 (la théorie de la souveraineté national) が、ここに再び現れている。その帰結は、この人民投票の拒絶だけではなく、人民投票それ自体の拒否である。」⁽³⁷⁾ この指摘には、「国民主権」が一切の人民投票を排除するかという理論的な問題点、「国民主権」が決定的に葬りさられたとする認識上の問題点は残る。しかし、議会の支配的意思の中に、人民投票それ自体を排除する考えが存在し、その基礎に「国民主権」的な考え方があることは、否定できないように思われる。

そもそも、人民投票には議会の事前審議が不可欠であるとしても、そのことをもって11条が憲法改正に適用できないとするのは、結局、議会の事前審議を保障しない11条は、通常の法律にも適用できないことになるであろう。

89条によれば、議会の事前審議が保障されるというのも正確ではない。89条は、議会在改正案を否決することによって、人民投票に対する拒否権をもつこと、また、両院合同会議が、五分の三の多数によって、人民投票に代位することも、認めているのである。したがって、「両院の投票の後には、共和国大統領は常に人民の投票に訴えることは可能である」⁽³⁸⁾とはいえない。

結局、議会の多数意思は、議会の優位の思想に基づく。これは、二重の機能を果たすはずである。一つは、執行府の優位の人民投票（それをプレビシットと呼ぶかは別にして）を避けるという機能である。もう一つは、義務的人民投

票ではない場合は、人民投票それ自体を拒否するという機能である。

四 憲法学者の論争

11条の人民投票による憲法改正は、憲法学者の関心を引いた。1962年段階で、とりわけ重要なのは、『公法・政治学雑誌』のランピュイエ (Pierre Lampué) とベルリア (Georges Berlia) の論文である。以下では、この両者を検討することにする。

(1) ランピュイエの合憲論

ランピュイエは、11条で憲法改正ができるかについて、「法的観点からすると、問題は89条と11条のそれぞれの適用領域の問題である」⁽³⁹⁾とする。

まず、89条は「これによって定められている改正の複合機関 (organe complexe つまり、第1段階では、両院、第2段階では、人民又は両院合同会議) の所轄に属する領域の範囲を定めていない。したがって、この複合機関は、憲法を改正ないし補完することによって、いかなる対象についても決定を下すことができる」⁽⁴⁰⁾。ところで、1875年2月25日憲法法律が『公権力の組織に関する法律』と題がつけられていたように、「公権力の組織は、通常、憲法の主要領域である。したがって、89条によって定められる複合機関の権能の領域は、この組織に関するものに限定されないとしても、それを本質的な部分の一つとして含ませている。」

他方、11条はその対象を限定しているが、その対象に『公権力の組織』が含まれる。したがって、公権力の組織に関する憲法の規定については、11条と89条の二つの手続が存在することになるが、このような結論を避けるため、幾つかの説明がなされるとして、それを検討していく。

第一に上げられるのが、「憲法法律の通常法律に対する優越性」である。つまり、「公権力の組織はすでに、その根本については（とりわけ、共和国大統領の選挙方法に関しては）、憲法で規律されている。したがって、それは、通常法によって改正することはできず、憲法改正の手続つまり89条の手続にこそ訴えるべきである」ということである。これに対して、ランピュイエは、「この説明は、公権力の組織に関して11条にしたがって人民によって投票された法律は通常法であり、いかなる場合も憲法法律ではあり得ない」ということを前

提としているが、これは自明のことではない、とする。この点制憲者の意図は明確ではないが、条文から考えてみると、「11条は、このような法律がいかなる範疇に属するか語っていない。しかし、それは、通常法定制に関する規定の中に載っているわけではない。」⁽⁴¹⁾ 組織法は46条によって特別な条件に付されているにもかかわらず、「公権力の組織が問題となる場合、人民は組織法の性格をもつ法律を投票できることはほとんど異論はない。」そうしないと、11条はほとんど適用の余地が無くなるからである。したがって、11条は通常法以外の法律にも適用されることになるが、とすると、「人民は組織法と同様に憲法法律も可決することができることを認めなければならない」。

11条と89条の二つの改正手続の存在を避けるための二番目の説明は、11条の対象である条約の批准の承認を目的とする法律案に、「憲法に反しない」という条件がつけられていることである。「つまり、この場合、憲法問題は排除されているので、類推によって、この条文の作者は、公権力の組織が問題となる場合も、同様に憲法問題を避けることを望んだと、認めるべきではないのか」⁽⁴²⁾ とういことである。

これに対しては、ランピュイエは、「条約の批准の承認に関して、11条によって定式化される制限は、この問題固有の懸念に対応する」もので、国家の独立に抵触するようなあらゆる条約の批准を避けるのが、制憲者の意図である、としている。だから、54条が、憲法に反する条項を含む条約は、憲法改正の後でなければ批准できないことを規定している。「このような理由は…公権力の組織が問題となる場合は存在しない。だから、これに関しては、いかなる条件も条文に書かれていないのである。」したがって、条約の批准の承認を目的とする法律案に付された条件を、公権力の組織に関する法律案にも加えることは認められない。

三番目の批難は、「憲法改正のための89条によって規律される手続は、特別な手続」であり、「同じ目的に達するために一般的な手続に訴えること」は認められない、つまり、「特別規定は一般規定に優先する (les règles spéciales dérogent aux règles générales)」ということである。この点に関しては、次のように答えている。法律の制定の一般的手続は、34条以下で規定されているが、これに対しては、「公権力の組織に関して11条で定められている人民投票の手続も、89条で規律される改正の手続と同様に特別な規定である。そこで、

ある特別規定は必然的に他の特別規定に優先することにはならない。」したがって、89条は11条の規定の適用を排除しないということである。

ランピュイエは、以上のような説明から、公権力の組織は、あるいは11条によって、あるいは89条によって改正することができるかと結論づけている。しかし、同時に、「このように作り出された状況は奇妙であることは否定できないだろう」⁽⁴³⁾と付け加えている。

以上のように、ランピュイエの議論は、政府の議論と異なり、条文に即した議論になっている。その出発点は、11条の対象に「公権力の組織」が含まれるので、それは、「公権力の組織」に関する憲法規定にも、それは適用できるということである。

(2) ベルリア違憲論

ベルリアは、11条の人民投票による憲法改正の合憲性の問題は、第一に現行憲法の注釈的解釈 (interpretation exegetique) によって、第二に、憲法の起草過程に照らして、第三に憲法の一般原則に照らして、判断すべきだとする。

(a) 注釈的解釈について

ベルリアは、ポンピドーの、権力の均衡を回復させるための11条による人民投票の考えを、代償 (compensation) の必要からなら、正当化されるだろうが、これは「憲法の様々な条文の用語の中にかなる裏付けもたない」⁽⁴⁴⁾として、以下のような点を指摘する。

第一に、11条と89条の条文の位置付けの問題である。憲法の第14章は『改正』と題をつけられ、89条だけから構成されている。他方、11条は大統領に当てられた第2章にある。「もし、首相が示唆するように、11条と89条が、補完性をもつ密接な関係で連結された二つの改正手続なら、この二つの手続が、同じ章の中の別れているが連続した条 (articles) で、あるいは、より適切に、一つと同じ条の中の連続した項 (alinea) で連続していないことを、いかにして理解するのか。」これに対しては、11条が憲法の領域と同様に立法の領域にも適用される二つの機能をこなすとみなされるので、11条と憲法改正のみに適用される89条が、離れて規定されるのは不可避だと反論があるかもしれないが、このような場合は、参照規定 (renvoi) があればよい。つまり、11条から第14章への参照があればよいということである。しかし、「このような参照規定は、

問題となっている条文の用語の中には、いかなる意味においても存在しない。⁽⁴⁵⁾また、89条4項5項は、憲法改正の限界を定めているが、11条が14章に対する参照規定をおいていないから、この限界は11条には適用されないことになる。そして、「この限界が二つの改正手続の一方には適用されるが、他方には関係しないと結論する解釈は不合理な解釈」であるから、11条で憲法改正できるという考えは、「恣意的に起草上の不備を推定するものでなければ認められない」ということになる。

次に、11条が公権力の組織に関するすべての法律案について述べているが、「公権力の関係に関する法律案」については、全く言及していないことが問題となる。

ベルリアによると、「公権力の組織は、法律の領域にも憲法の領域にも属するとともに、公権力の関係は排他的に憲法に属する」⁽⁴⁶⁾。したがって、11条が憲法に適用されるとすると、11条の対象は憲法規定に関しては、公権力の組織に関するものだけで、他方、89条は憲法全体を対象とすることになり、「例えば、11条は大統領の選挙の手続に適用されるが、政府の対議会責任の組織に関する手続はそこから排除される」という不合理な解釈になる、としている。

さらに、条約の批准の承認を目的する法律案に付されている「憲法に反しない」の文言から、ランピュイエとは異なり、類推適用するほうが合理的だとしている⁽⁴⁷⁾。

(b) 憲法の起草過程について

ベルリアは、制定時の資料“Commentaires sur la Constitution”から、次の文章を引用し、「法律の領域における11条の人民投票は、偶然の多数(majorité de hasard)の危険に備える目的で準備されている」⁽⁴⁸⁾と述べる。

「このような提案を受けた大統領は、人民投票を行うべきか否か、一人で副書なしで、決定する完全な自由をもつ。なぜだろうか。それは、国民の将来にとって非常に重要な幾つかの法律があり、これらの法律は偶然の多数によって可決されるのは残念なことだからである。もしこうなれば、これらの法律は、現在だけでなく、将来においても、異議を唱えられる可能性があるだろう。…」

そして、89条はこのような危険が憲法改正に関して発生しないようにしている。したがって、「11条の人民投票を説明し正当化することは偶然の多数の結果を避けることにを考慮している以上、憲法法律はその適用範囲外にあること

は全く明らかである」としている。

また、ポンピドーの89条の規定では元老院が改正に対する拒否権をもつことになるという批判に対して、これは「制憲者が実現を望んだこと」⁽⁴⁹⁾であるとして、次の文を引用する。

「〔改正の領域では元老院が国民議会と同じ重要性をもつのか、という問いに答えて〕通常の改正においてはそうである。しかし、両院合同会議の場合は、元老院の議員の数が国民議会の議員の数より少ないという事実からして、国民議会の重要性は少し大きくなるだろう。」

(c) 憲法の一般原理について

ベルリアは、憲法の一般原理について、憲法制定権力論を取り上げる。ベルリアも、始源的憲法制定権力と制度化された憲法制定権力を区別する。後者は憲法の規定が、その改正のために、手続を規定し、その行使を予定しているもので、89条がこれを定めている。これに対して、前者は、憲法秩序の崩壊を引き起こす革命的危機において登場するもので、この場合は改正手続は機能しないものである。

ところで、政府の改正案は、憲法の幾つかの条項を対象とするものであるから、「これが組織する人民投票は始源的憲法制定権力の行使を完遂するのではなく、制度化された憲法制定権力の手続の最終局面を構成するものである」⁽⁵⁰⁾。したがって、「政府は、89条に予定される憲法制定権力を…別の制度化された憲法制定権力に置き換えている」。そして、「このような置き換えは、…人民あるいは国民に始源的憲法制定権力を返還すること同一視することはできないことは言うまでもない。このような置き換えは、単に、この件に関して、89条の拒絶に対して免訴の価値 (valeur absolutoire) を与えることができるだけである」⁽⁵¹⁾としている。

以上のように、ベルリアも条文に即した議論をしている。ランピュイエと異なるのは、「公権力の組織=憲法」の考え方を取らないことである。ベルリアによれば、「公権力の組織は、法律の領域にも憲法の領域にも属する」ので、11条の適用を法律の領域に限定しても、「政治的には重要な通常法を人民投票に付する」⁽⁵²⁾ことになるから、11条は意味がなくなるわけではない、ということになる。

(3) 小括

ベルリアの議論は、当時の圧倒的多数であった違憲論の代表的なものである。その解釈論上の根拠は、議会におけるそれと同じである。また、主権原理に基づいて議論しているわけではない。したがって、11条89条の構造上の問題点は言及されていない。ベルリアによれば、11条によって人民投票に付されるのは、「政治的に重要な」公権力の組織に関する法律案となるが、その解釈論上の当否はおくとしても、「政治的に重要な」法律案がすべて人民投票に付される法的保障は存在しない。また、引用されている制定時の資料によれば、重要な法律が、89条によっても11条によっても、人民投票の対象から外されているようにされ思える。これを「偶然の多数」の危険を排除するとうい考慮のみから正当化できるか問題であろう。これも、議会の多数意思同様に、人民投票自体の拒否につながっていく可能性のある論理である。その点では、1958年憲法下で主権の行使と位置付けられている人民投票の存在意識が問われなければならない。いずれにせよ、ベルリアは、主権論とりわけ「人民主権」と結び付けて論じているわけではないので、この点は不明確である。

ランピュイエの議論は、アブビ・デロンクルと同様に、条文に即した議論である。しかし、その出発点は、アビア・デロンクルが「憲法も法律」だから11条も憲法に適用できる、という点であったが、ランピュイエの出発点は、「公権力の組織」という11条の対象である。公権力の組織であるかぎり、それが憲法か通常法かは、二次的問題である。だから、11条の文言が「法律案」になっていることは最初から問題とならない。11条は公権力の組織を対象にするから、公権力の組織に関しては、11条が89条と並んで憲法に適用できることが当然の前提になっている。その上で、これに対する反論に再反論しているのである。

ランピュイエは、法規範をその内容から規定するが、「法規範の秩序の中で、ある法が占める位置は、その内容ではなく、その制度手続によって決まる」⁽⁵³⁾のであるから、公権力の組織であっても、その中のあるものは憲法に属し、あるものは通常法に属するということが、一定の意味をもつはずである。したがって、憲法・法律の区別を無視して、11条が適用されるとすることは、当然の前提にはならない。ランピュイエは、第三共和制憲法の「1875年2月25日憲法法律」が、「公権力の組織に関する法律」となっていたことを指摘しているが、第三共和制下でも、代議院の選挙の方式などは、通常法で規律されていた。こ

の両者が、同じ手続で改正されるということは、自明なことではない。また、ランピュイエも、主権原理には言及していない。したがって、人民投票が主権の行使と結びつけられて論じられていない。だから、11条の人民投票による決定の性質が、「憲法を修正するか、組織法を修正するか、通常法を修正するか、に応じて変化し得る」⁽⁶⁴⁾とされている。しかし、そうだとすると、11条の人民投票によって承認された法律は、45条の通常の法律の制定手続、46条の組織法の手続、及び89条の手続によって、人民投票なしで改正されてしまうことになるであろう。憲法院が、1962年10月28日に11条の人民投票によって可決された法律を「国民主権の直接の表明」⁽⁶⁵⁾であるとして、違憲審査権が及ばないとしたことから、この点は問題であろう。

五 まとめにかえて

ここは、合憲論・違憲論の可否を論ずる場ではない。論争を振り返り、若干の問題点と今後の課題を指摘する。

論争の中で明らかになったことの一つは、11条も89条も、人民投票を全面的に展開する構造をもっていないことである。89条は、確かに、議員発案の改正案は、人民投票なしで承認されることはできない構造になっている。しかし、政府発案の改正案に関しては、ポンピドーの述べるように、執行府と立法府の意思の一致によって、人民投票なしで憲法改正を実行する可能性が認められている。つまり、人民の意思にかかわらず、憲法改正が行われるのであり、人民には、これに対する拒否権は認められていない。しかも、人民投票を行うか否かは、専ら大統領の裁量による。また、11条も、常に人民投票を義務づけるものではない。11条による人民投票を行うか否かも、大統領の裁量による。また、この場合は事前の議会による審議が保障されていない。このことは、発案権が、事実上大統領に独占されていることも含めて、その適否が論じられなければならない。

結局、人民は、憲法の規定にしたがって、代表により、あるいは、人民投票により、主権を行使するといっても、事実としては、その選択は、憲法の規定でもなく、人民の意思でもなく、もっぱら、「代表」(国民議会・元老院・大統領)の意思にかかっているのである。そして、議会の多数意思に見られるように、人民投票それ自体に対する反対は決して弱くはないのである。

「国民の主権は人民に属する」という、主権規定は、「国民主権」「人民主権」の峻別論に立つ限り、「実は無意味な規定である」⁽⁶⁶⁾。主権の帰属の判定が、「主権規定と、主権行使規定＝構造規定との統一的把握のもとに可能である」⁽⁶⁷⁾とするなら、第五共和制の主権原理は、その主権の行使の規定から判定されなければならない。

ところで、1946年憲法・1958年憲法のいわゆる「半直接制」の主権原理を、「人民主権」と説明しようとする見解がある⁽⁶⁸⁾。その場合、人民投票がその論拠の一つとなっていることは言うまでもない。しかし、上で検討したように、第五共和制憲法が、人民投票が全面的に展開する構造をもっていないことからすると、人民投票を論拠として「人民主権」と規定することはできないのではないか。

法律の領域においては、11条によって人民投票が行われる可能性がある。しかし、11条の構造自体に上述の問題点がある。その上、その対象も限定されている。議会提出の法案には、人民投票の余地は全くなく、政府提出の法案も、人民投票が不可避であるわけではない。したがって、法律の領域において、人民が人民投票によって主権を行使しようとはいえない。

また、憲法の領域でも同様である。89条は、人民投票なしで憲法改正を行えることを認めている。また、11条によって憲法改正ができることを認めても、上述のような問題点からすれば、これをもって、人民に憲法改正権が帰属するとは言えない。いずれにせよ、「人民が憲法改正権を行使して国民代表を自由にコントロールしうするためには、少なくとも憲法改正のイニシアティブとその最終的承認権を人民に保留しておくことが不可欠」⁽⁶⁹⁾であるとするなら、1958年憲法では、人民のイニシアティブは全く認められていないし、最終的承認権も完全に保障されているわけではない。したがって、この体制下で、人民に憲法改正権が帰属していると言うことはできないだろう。したがって、「主権＝憲法定制権力」として、「人民主権」を人民に憲法改正権が帰属することと理解しても、人民に主権が属するとは言えない。

結局、「人民主権」は人民に国家権力の帰属することを示す法原理であるとするなら、第五共和制の人民投票は、それを裏付ける法制度となっていない。したがって、1958年憲法を「半直接制」と規定できるとしても、その基礎に即座に「人民主権」を見いだすことはできない。したがって、「半直接制」と

「人民主権」の関係はより立ち入って検討する必要がある。人民投票が認められていれば、即座に「人民主権」となるのではない。人民投票が、いかなる手段によって、いかなる対象に対して、組織化されているかが問題なのである。人民投票が認められても、なお「人民主権」とは言えない体制は、「国民主権」と説明せざるをえないが、この点からも、「国民主権」と人民投票の理論的検討が要求されるであろう。「国民主権」が一切の人民投票を排除するかの問題である。

認識の問題としては、第五共和制憲法の主権原理が「人民主権」とは言えないとしても、解釈論として、それを援用することは可能であろう。政府の見解も、このような立場に立って正当化することは可能かもしれない。この場合にも、注意すべき点がある。

「人民主権」を援用してなされる解釈の結果が、「人民主権」に適合的かを確認する必要があることである。確かに、政府は「人民主権」を強調する。しかし、それだけで政府の見解が「人民主権」的といえるわけではない。

11条による憲法改正が認められたことによって、1958年憲法では以下の4つの憲法改正手続が存在することになる。①議員の発議・議会の審議および投票・人民投票による承認（89条1・2項）。②大統領の発議・議会の審議および投票・人民投票による承認（同）。③大統領の発議・議会による審議および投票・両院合同会議による承認（89条3項）。④大統領の発議・人民投票による承認（11条）。④が「公権力の組織」の限定はあるとしても、②の手続をほとんど無用することは、明らかである。政府の主張する④の憲法改正手続が、「人民主権」に適合的かは問題であろう。これに関しては、「人民主権」と憲法改正の方式について、憲法科学的観点から、検討しておく必要があるであろう。「人民主権」が憲法改正に関して、人民投票を要求するとしても、人民投票があれば即座に「人民主権」といえるわけではないことは、既に指摘しておいた。

最後に、「主権＝憲法定定権力」について触れておきたい。

まず、主権の超実定法性を強調して、これを用いることは、主権の行使について一切の手続的制約から解放し、立憲主義を破壊する機能を果たすことにならないのではないか。この点では、「近代は、主権者についてさえも憲法の制約を不可欠にしている」⁽⁶⁰⁾という指摘は重要である。

また、主権の行使について、手続制約から解放することは、必然的に人民の

意思の優位をもたらすわけではない。手続的制約から解放されているということは、手続的保障を欠いていることも意味する。人民は、その構成と機動性からして、「手続的な保障を欠くと現実にはその意思を形成し表示しえない立場に」⁽⁶⁾ある。したがって、そのような主権を、人民は自ら能動的に行使することはできないことになる。結局、「主権＝憲法制定権力」は、このような手続的保障を欠いた制度が、あたかも存在するかのように示すイデオロギー的機能を果たすことになるのではないか。それは、違憲の手続を合憲とし、そのときどきの統治者を正当化することに帰着する危険性があるのではないか。そして、それと同時に、主権行使としての人民投票を憲法改正のみ限定する役割を果たしていくことになるのではないだろうか。この問題点も論争は明らかにしたように思われる。

《註》

本稿で以下の略号を用いる。

Journal officiel → J.O.

Revue du droit public et de la science politique en France et à l'étranger
→ RDP

引用方法については、同一文献の同一頁からの引用が連続する場合、便宜上、最初の引用のみ注記することにする。

- (1) 野村敬造「フランス第五共和制下の国民投票」『公法研究』第36号、78頁。
- (2) 杉原泰雄『国民主義の史的展開』岩波書店1985年、238頁。
- (3) フランス憲法の正文については、Maurice Duverger. *Constitution et documents politiques*. 10^e éd. 1986を参照した。
- (4) 提案の正文は、J.O., 1962, p.9522. 提案に先立つ閣議 (Conseil des Ministres) において、閣僚 Sudreau は提案に反対し、辞表を提出する。また、政府の諮問されたコンセイユ・ダタと憲法院は、改正手続に違憲の意を表明する。以上の点に関しては、*L'Année politique*, 1962, pp.105-107を参照。
- (5) デクレの正文は、J.O.p.9522-9523.
- (6) 人民投票の施行までの、政治情勢に関しては、Jacques Chaspal, *La vie politique sous la V^e République*, tome I, 4^e éd, 1990, pp.241-248. また、人民投票の結果の数字に関しては、Duverger, *op. cit.*, p.478による。
- (8) 同様な手続は、1969年にも、「地域の創設と元老院の刷新」に関して取

- られている。ここでは、1962年当時の論議のみを取り上げるが、1969年においては、「憲法慣習 (coutume constitutionnelle)」に関連して、1962年の実例が先例の価値をもつかという、新たな論点が付け加えられることになる。この問題に関しては、樋口陽一「『憲法慣習』の観念」『現代民主主義の憲法思想』創文社1977年、117頁以下を参照。
- (8) 1962年の憲法改正は、その手続だけではなく、その内容（大統領直接公選制の導入）も同時に問題とされた。1962年の改正の憲法史上の意義については、樋口陽一『比較憲法（全訂第三版）』青林書院1992年、235頁以下を参照。
 - (9) たとえば、野村・前掲論文84頁。杉原・前掲書238頁。樋口・「人民投票をめぐる二つの憲法院判決」『議会制の構造と動態』木鐸社1973年195頁以下、など。
 - (10) ド・ゴールの演説は、L'Année politique, op.cit., pp.674-676.
 - (11) 形式均衡の理論については、芦部信喜「憲法制定権力」『憲法制定権力』東京大学出版会1983年、20頁、Marcel Prélot et Jean Boulouis, Institutions politiques et droit constitutionnel, 10^e éd, 1987, pp. 250-251. を参照。
 - (12) Marcel Prélot et Jean Boulouis, op. cit., p.250.
 - (13) この点は、この演説では必ずしも明らかでないが、後に1969年に、ミッシェル・ドロワ (Michel Droit) との対談で明らかになる。そこでは、次のように述べている。「まさに、公権力の組織でなければ、憲法は何だろうか。」 cité par Le Mong Nguyen, La constitution de la V^e République, 2^e éd, 1983, p.194.
 - (14) J.O., Débats parlementaires, Assemblée National, 1962, p.3221.
 - (15) ibid., p.3222.
 - (16) ibid., p.3221.
 - (17) 樋口・「『憲法慣習』の観念」123頁。
 - (18) プレシット・レフェレンダムの区分論については、乗本せつ子「直接民主制」杉原編『講座・憲法学の基礎概念 I』勁草書房1983年、148頁以下を参照。
 - (19) Le Mong Nguyen. Contribution à la théorie de la constitution souveraine par le peuple, RDP, 1971, p. 976.
 - (20) 「国民主権」と「人民主権」の区別については、杉原・『憲法 I』有斐閣、1987年、95頁以下を参照。
 - (21) 杉原・『国民主権の史的展開』206頁。
 - (22) ここでは、11条による憲法改正に関する論争を取り上げるが、議会においては、これ以外の幾つかの論点についても問題とされている。たとえば、議会では改正の内容つまり「大統領の直接公選制」それ自体に対する反対、

あるいは、これを導入することによって、執行府が、二頭制となるので、これは、「公権力の組織」ではなく「公権力間の関係」の問題なので、11条は適用できないとする点、また11条によれば大統領の人民投票の付託は政府の提案にもとづかなくてはならないが、人民投票の実質的決定者が大統領であるという点などである。

- (23) J.O., op. cit., 1962, p.3211.
- (24) *ibid.*, pp.3216-3217.
- (25) *ibid.*, pp.3211.
- (26) *ibid.*, pp.3216.
- (27) *ibid.*, pp.3211.
- (28) *ibid.*, pp.3212.
- (29) *ibid.*, pp.3217.
- (30) *ibid.*, pp.3208.
- (31) *ibid.*, pp.3219.
- (32) *ibid.*, pp.3228.
- (33) Gilbert Bortoli, *Sociologie du référendum dans la France moderne*, 1965, p.198.
- (34) この点に関しては, Léon Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, tIII, 3^e éd, 1928, pp.635-638を参照。
- (35) J.O., op. cit., p.3209.
- (36) J.O., *ibid.*, p.3210.
- (37) Jean-Marie Denquin, *Référendum et plebiscite*, 1976, pp.196-197.
- (38) J.O., op. cit., p.3217.
- (39) Pierre Lampué, *Le mode d'élection du Président de la République et la procédure de l'article 11. RDP*, 1962, p.931.
- (40) *ibid.*, p.932.
- (41) *ibid.*, p.933.
- (42) *ibid.*, p.934.
- (43) *ibid.*, p.935.
- (44) Georges Berlia, *Le problème de la constitutionnalité du référendum du 28 octobre 1962. RDP*, 1962, p.938.
- (45) *ibid.*, p.939.
- (46) *ibid.*, p.940.
- (47) *ibid.*, p.941.
- (48) *ibid.*, p.942.
- (49) *ibid.*, p.943.
- (50) *ibid.*, p.944.
- (51) *ibid.*, p.945.

- (52) *ibid.*, p.940.
- (53) Le Mong Nguyen, *La constitution de la V^e Republique*, 2^e éd, 1983, p.194.
- (54) Pierre Lampué, *op.cit.*, p.933.
- (55) 判決の正文は, J.O.1962. p.10778. また, 判決の簡単な解説については, 樋口・「人民投票によって採択された法案の違憲審査」『議会制の構造と動態』192頁以下を参照。

この判決について簡単に私見を述べておきたい。既に見たように、問題は11条によって憲法を改正するという手続の合憲性であったはずである。しかし、「憲法院は、その論点について決定する権限がないと判決した」（樋口・前掲書195頁）と結論するのは問題がある。憲法院が権限なしとしたのは、「国民主権の直接の表現」としての法案、つまりその対象であって、その手続ではないからである。「法律の憲法上の手続をふんで有効に成立したかどうかの審査……は法律内容の違憲審査……が否定されていた第三共和制においても、肯定されていた」（樋口・『近代立憲主義と現代国家』勁草書房1973年、192頁）ことからすると、憲法院は、この問題に関して、合憲・違憲の判断をしていないが、権限がないとも判断していないのではないかと思われる。

また、人民投票を当然に主権者の意思表示としている点など、理論的には、考察すべき論点も多くあると思うが、これらの検討は今後の研究課題としたい。

- (56) Georges Burdeau, *Le Régime des pouvoirs publics dans la constitution du 27 octobre 1946*, RDP, 1946, p.548-549.
- (57) 成嶋隆「フランス一九四六年憲法制定過程における主権論争」『一橋論叢』78巻6号86頁。
- (58) たとえば、辻村みよ子「レフェレンダムと議会の役割」『ジュリスト』No.1022, 126頁。
- (59) 杉原・『国民主権の研究』岩波書店 1971年, 324頁。
- (60) 杉原・『国民主権の史的展開』5頁。
- (61) 杉原・「国民主権と憲法制定権力 3」『法律時報』57巻8号, 66頁。